

農林水産省消費・安全局動物衛生課総務班 御中

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案についての意見

所属：公益社団法人 日本動物福祉協会

肩書・氏名：獣医師・調査員 町屋 奈

住所：〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-6-5 フロインデ 2F

電話：03-6455-7733 FAX：03-6455-7730

飼養衛生管理基準（豚、イノシシ、牛、水牛、鹿、めん羊、ヤギ、鶏その他家きん）

I. 家畜防疫に関する基本的事項〔飼養環境に関する事項〕

9 放牧制限の準備について

・豚に関して、最近の豚熱の発生は屋内での飼育からであったのに、今回の改正法では、豚のみならず牛なども含め、大臣指定地域での放牧の禁止にのみ言及している。野生動物に感染が認められて、野生動物からの感染の危険性がある場合の一時の放牧の制限は仕方がないが、野生動物等の侵入を防ぐ対策を講じることやワクチンの使用で対応可能であり、安全性が確認されたら放牧養豚、パドックでの運動は制限されるべきものではなく、法律による放牧という農業形態だけ制限をかけるのは、アニマルウェルフェアを取り入れて努力している農家に対して非常に厳しい改正法である。

もし、放牧停止を命ずることができるのであれば、同時にそのあとの制限の解除も併記すべきである。例えば、流行地でワクチン接種後、免疫獲得までの〇日間は放牧を制限する。など記載されていれば農家は実際にいつまで何をすべきかが分かる。

・現在、家畜のアニマルウェルフェアに関心が高まっている中で、放牧による農業形態は、家畜の生理・生態・習性にあった飼養を目指すことができると考える。例えば、豚は、学習能力と社会性が高く、鼻で地面を掘ってみみずや木の根などの餌を探し、体温調整のために泥の中で転げまわることで、揮発性を増すことで体温を下げたり、片田についた泥により体温を維持したりもする。豚はきれい好きで、寝床とトイレと餌場を分けている。放牧をするとこれらの豚らしい行動を発現させることができ、ストレスない生活をさせられるが、屋内のみで、コンクリートの上で飼育すると、コンクリを掘るので鼻先を怪我したり、泥がないため自らの糞の上で転がるため体中が糞まみれになり、本来はきれい好きなのに非常に汚い環境に住む状態になる。また屋内で限られたスペースでの飼育は騒音やにおいもかなり大きく、きついものとなる。屋内で十分なスペースが取れずに、土堀もままならない、また多くのほかの豚と一緒に飼育されることになると、この環境からのストレスが攻撃行動の引き金となり、他の豚の尻尾を齧ってしまうこともある。そのため最初から豚の尾を切る農家も少なくないが、豚は尾を使ってコミ

ユニケーションも取るため、尾を切ることは豚にとってさらにストレスの元となる、放牧したり、パドックに出て豚らしい行動がとれる豚は尾を切らないでも問題がない。以上より、従来の衛生管理のみを考えた閉鎖式の畜舎飼養より、放牧を取り入れた飼養の方が豚本来の行動発現ができ、OIEの求めるアニマルウェルフェアを考慮した飼育法である。これは、豚だけでなく牛、めん羊など他の家畜にも同様のことが言える。

入交眞巳、獣医師で米国獣医行動学専門医らの研究によると屋外放牧された豚と畜舎だけで飼養された豚との比較研究では、放牧豚の方がストレス反応及び不安行動の発現が少なく、免疫力及び増体量は増加したとの報告がある。免疫力が高いということは、疾病にかかりにくく、また他の動物への蔓延を防ぐ自然の防疫システムであると言える。同様のデータは2000年以降の欧米から報告でもいくつか存在する。イギリスからの報告によると放牧ブタの法が、飼育管理費がかかるが、獣医師による治療費などが低く抑えられるため、飼育コストとしては屋内飼育と変わらなかったとのことである。

産業動物は「動物の愛護及び管理に関する法律（以下動愛法）」で定める愛護動物であることから、動愛法に矛盾する内容にならないようすることは重要である。

・豚熱清浄国ではなくなったが、今後の畜産物の輸出を考えた場合、アニマルウェルフェアは必要不可欠であり、今後もアニマルウェルフェアに配慮した食品のニーズは、国外だけでなく国内でもより高まっていくものと考えられる。そのため、きちんと調査をしていない状態での放牧制限はアニマルウェルフェアに配慮した食品をつくろうとする農家への干渉であり、日本のアニマルウェルフェアを後退させることに繋がる。アニマルウェルフェアを無視した農業形態は日本の農業の衰退を招きかねないと考える。感染症対策は大切であるが、そこにばかり重点をおくことは、生き物である家畜への不適切な飼養管理を国が容認するということになりかねない。家畜は命ある生命体であるという事実の上で、偏ることなく、アニマルウェルフェア実現と感染症対策の両方の実現を目指して議論を進めていただきたい。

11 愛玩動物の飼育禁止について

衛生管理区域内で飼養されている又は生活していた地域猫及び野良猫含む愛玩動物の取扱いについて、これらの愛玩動物は動愛法の範疇であることから、環境省としっかりすり合わせをし、遺棄及び自己判断による駆除など動物虐待を誘発しない、動愛法違反とならないような内容とするなど慎重に議論すべきである。また、禁止をするほどの強い科学的根拠等があるのかについても明示していただきたい。

以上のことから、今回の改正が、アニマルウェルフェアを含む日本の動物福祉発展の妨げとならないよう強く要望いたします。